

事業主の皆様へ

我が国には依然として約8万2,000人(法務省統計令和2年1月1日現在)の不法残留者が潜伏し、その多くが都内及びその近郊で不法に就労しているものと見られます。また、正規滞在者の中にも、認められた範囲を超えて働いたり、あるいは無許可で働いている者も多数あります。このような外国人は「出入国管理及び難民認定法」の資格外活動となるだけでなく、これらの者を雇用する事業主も同法違反(不法就労助長)として処罰の対象となります。

働くことができない外国人を雇用できません！

不法就労助長罪

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科

ご存知ですか？

- **雇用前の身分確認【罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(科)】**
雇用する際は、在留カード、旅券、資格外活動許可証等で、在留資格・期間、在留期限、資格外活動許可の有無等を確認するなどして、雇用することができる外国人であるかを確認してください。(当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合、入管法による処罰を免れません。)
- **労働施策推進法に基づく外国人雇用状況の届出【罰則：30万円以下の罰金】**
外国人を雇用する事業主は、外国人労働者(「外交」「公用」及び「特別永住者」を除く。)の雇入れ又は離職時に、その外国人の氏名、在留資格・期間を定められた期間内に厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることが義務付けられています。
- **風適法に基づく接客従業員の生年月日等の確認【罰則：100万円以下の罰金】**
接待飲食等の営業を営む風俗営業者等は、その業務に関し、接客業務に従事させようとする外国人について、生年月日、国籍、在留資格・期間、資格外活動許可の有無等を確認し、確認の記録を作成・保存しなければいけません。

在留カード確認ポイント

- ・「氏名」
- ・「生年月日」、「性別」、「国籍・地域」
- ・「住居地」

在留資格

在留期間(満了日)

【資格外活動許可欄】

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」
 - ②「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
- ※ ②については、資格外活動許可書を確認してください。

【在留カード番号、交付年月日】

出入国在留管理庁のホームページ「失効情報提供画面」にて「在留カード番号」及び「交付年月日」を入力すると、在留カードの有効性を確認できます。

【就労制限の有無欄】

- ①「就労制限なし」～ 就労内容に制限はありません。
- ②「就労不可」～ 原則雇用はできませんが、裏面の資格外活動許可欄に就労許可の旨記載がある場合は、許可の範囲内で雇用可能です。

このほかに、
 ③「在留資格に基づく就労活動のみ可」
 ④「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」
 ⑤「指定書により指定された就労活動のみ可」と記載されます。
 ※ ④⑤については、個々に指定の活動等が記載された指定書が旅券に添付されているので確認してください。

【交付者】

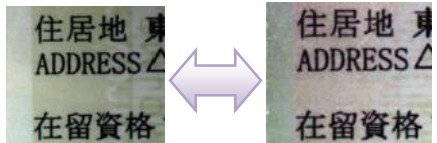
2019年3月31日までに交付された在留カードでは交付者は「法務大臣」と記載されています。



必ず、現物で確認してください！（コピーのみの人物確認は不可）

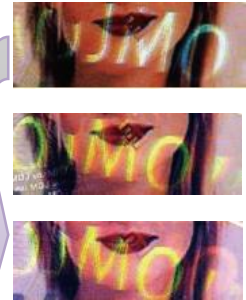
不良外国人は、居住・稼働の契約や携帯電話の購入などに、正規滞在と偽るための身分証明書として偽造在留カードを利用しています。以下に、偽造在留カードを看破するための着眼点を紹介しますので参考にしてください。

① カード等を上下に傾けると、左端部分がピンク色に変色する。



④

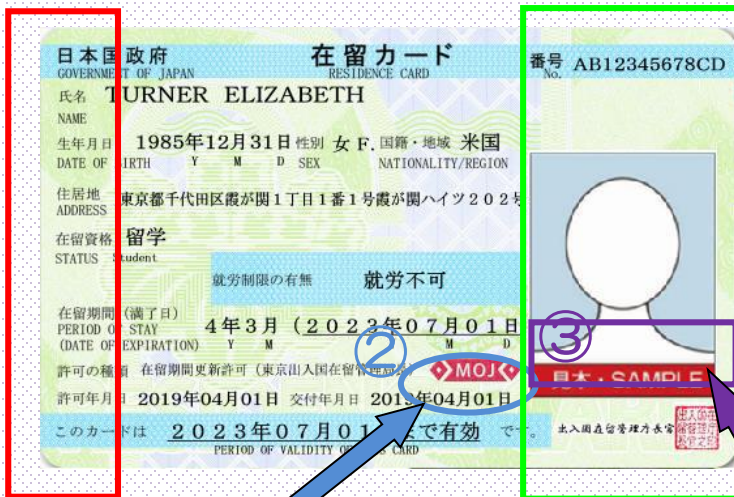
カード等を傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に動く。



①

在 留 カ ー ド

④



② カード等を傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンク色から緑色に変色する。



③

角度を90度変えると、顔写真下のホログラムの白黒文字が反転する。

